

輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕

本シートは、申請者が国内に滞在した状態で、海外又は国内の非居住者へ技術を提供する、若しくは貨物（※）を輸出する（国内の企業等へ貨物を譲渡し、その企業が輸出する場合も含む）場合に使用する事前確認シートです。

必要事項を記入し、□のある欄について該当する場合は、□にチェックを入れてください。（外国出張するときは、別の事前確認シートを使用してください。）

※「貨物」とは装置や機器、試料等を指します。

申請者		記入日	年	月	日
所属	学部・学科	学部 学科			
	専攻・研究室等				
研究分野					
申請者資格・氏名					
連絡担当者（※）					
連絡先		電話 Email			

（※）申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者欄に氏名をご記入の上、連絡先欄に連絡担当者の連絡先をご記入ください。

1 海外への技術の提供、及び国内での非居住者への技術の提供

□技術を提供する。

- ☐ 提供する技術はすべて公知である。（既に公に開示された論文、市販の専門書、教科書等は公知です。）
- ☐ 技術を公知とするために提供する。（学会等で技術を広く公にするために発表する等。）
- ☐ 工業所有権を申請するために、必要最低限の技術を開示する。

※1

2 貨物の輸出（国内の企業等へ貨物を譲渡し、その企業が輸出する場合も含む）

□貨物を輸出する。

輸出する貨物は、自作品（自分で製作した機器や試料等）ですか、購入品ですか？

☐ 自作品 ☐ 購入品 ☐ 購入品に、変更、改造等を施したもの

上記の1、2の確認の結果、以下の①、②のいずれかの場合には、3以降の確認は必要ありません。この事前確認シートを部科校輸出管理窓口（研究事務課等）に提出してください。また、②の場合は技術の提供を進めてください。

- ① 技術の提供も、貨物の輸出も行わない場合
- ② 貨物の輸出は行わず、技術の提供を行うが、提供する技術がすべて公知の場合、技術を公知にするために提供する場合、または工業所有権を申請するために必要最低限の技術を開示する場合。

上記の①、②に該当しない場合は、確認が必要な技術の提供又は貨物の輸出がある場合に該当します。次の3、4について回答した後に、この事前確認シートを部科校輸出管理窓口に提出してください。

①のチェックの結果

- A ・技術提供／貨物の輸出も行わない場合
 ・貨物の輸出は行わず、技術の提供が※1のいずれかに該当する場合
 ⇒3以降の確認は不要。（＝取引可）
- B 貨物の輸出をする場合、※1に該当しない技術提供をする場合
 ⇒3以降に回答する。

3 輸出先の国名（仕向国）、相手先、提供の予定日

輸出先の国名（仕向国） 及び受取人	国名	
	受取人 （組織名等）	
輸出先の国が該当するか確認してください。	☐ 懸念国（イラン、イラク、北朝鮮）	
	☐ 国連武器禁輸国・地域【注1】	
	☐ ホワイト国【注2】	
	☐ 上記以外の国	
相手先	☐ 外国ユーザーリストに掲載された組織【注3】	
	☐ 軍、国防省、軍需部門を持つ組織等	
	☐ 上記以外の組織	
輸出・提供の予定日	年 月 日	

【注1】国連武器禁輸国・地域

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、エリトリア、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン、中央アフリカ（イラクと北朝鮮は、懸念国にも該当しています。）

【注2】ホワイト国（26か国）

アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、大韓民国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

【注3】外国ユーザーリストに掲載された組織

外国ユーザーリストに掲載されている組織等が属している国・地域（12か国）は、イスラエル、イラン、インド、北朝鮮、シリア、台湾、中国、エジプト、レバノン、パキスタン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦です。

したがって、これらの国以外に所在する組織は外国ユーザーリストに該当しません。

外国ユーザーリストは、経済産業省安全保障貿易管理のホームページでご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

4 事前確認事項

技術の提供又は貨物の輸出をしようとする場合、該当する項目をチェックしてください。

☐ 技術の提供

技術を提供する場合は、その技術の名称、概要を記入してください。

--

☐ 貨物の輸出（☐自作品（改造機器・試料を含む） ☐購入品）

技術を提供する場合は、その技術の名称、概要を記入してください。

--

※懸念のある回答に網掛けしてあります。

該当箇所をチェック及び記入

設問 1	以下のいずれかに該当するか確認してください。 ① 輸出貨物又は提供技術が、兵器等の開発等に用いられる、又は用いられる疑いがある。若しくは、相手先が兵器等の開発、製造、貯蔵を行っていることが入手した文書等に記載されている。 ② 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発・製造・使用等に用いられる、又は用いられる疑いがあることを知っている。 ③ 入手した文書等によって、輸出貨物又は提供技術が、外国の軍又は警察等若しくはこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等、ロケット又は無人航空機の開発等があることを知っている。	☐ はい ☐ はい ☐ はい	☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ
設問 2	以下のいずれかに該当するか確認してください。 (技術) ① 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引 ② 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引 ※ 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。 「大学での基礎研究」が無条件で「基礎科学分野の研究」ではないのでご注意ください。 ③ 公知の技術を提供する取引 ④ 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引 ⑤ プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引 ⑥ 市販のプログラムに関する取引 上記の①～⑥のいずれかに「はい」と回答された場合は、設問3に回答してください。 (貨物) ① 製造企業から購入した貨物であって、当該製造企業から非該当証明書が発行されているものをホワイト国に輸出する	☐ はい ☐ はい ☐ はい ☐ はい ☐ はい ☐ はい ☐ はい	☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ ☐ いいえ
設問 3	設問2の(技術)の①～⑥のいずれかに「はい」と回答された方は、以下に「はい」とチェックされた項目の番号とその理由、状況等をご記入ください。(記入欄が足りない場合は別紙を添付してください)。		
	項目 番号	理由・状況	

※ 設問2の例外規定のいずれにも該当しない場合には、該非判定・取引審査の手続きが必要になります。

※ 設問2の例外規定に該当する場合であっても、訪問国又は相手先の状況、設問1のいずれかに「はい」が一つでもある場合、若しくは設問3の理由が例外規定に該当しない可能性があるとは判断される場合には、該非判定・取引審査が必要となる場合があります。

設問1の結果

- A いずれかが「はい」に該当する場合 ⇒ 「審査票」の起票を要する
 B すべてが「いいえ」の場合 ⇒ 設問2、3により判定する

設問2の結果

- A (技術) ①～⑥のいずれかが「はい」に該当する場合
 ⇒ 3訪問国又は相手先等の状況及び設問3の理由により、例外規定に該当すると判断される場合は取引可
- B (技術) ①～⑥のいずれかも「いいえ」に該当する場合
 ⇒ 「審査票」の起票を要する
- C (技術)(貨物) ①が「はい」に該当する場合
 ⇒ 「取引可」
- D (技術)(貨物) ①が「いいえ」に該当する場合
 ⇒ 「審査票」の起票を要する

上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。

- ☐ 取引可 ☐ 「審査票」の起票を要する

部科校責任者
年 月 日